

## 平成23年第3回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その5)

区 分	件 名	概 要																																
予算 (15件) 総務部		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">予 算</td> <td style="width: 15%;">15件</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; vertical-align: middle;">議案</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; vertical-align: middle;">49件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>その 他</td> <td>14件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>22件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>71件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	予 算	15件	}	議案	49件	条 例	20件	その 他	14件				認 定	件				報 告	22件				提 出	件				計	71件			
	予 算	15件	}	議案				49件																										
	条 例	20件																																
	その 他	14件																																
	認 定	件																																
	報 告	22件																																
	提 出	件																																
	計	71件																																
		【1】平成23年度三重県一般会計補正予算(第9号) (補正額 約 70億円)																																
		【2】平成23年度三重県債管理特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 12億円)																																
		【3】平成23年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 7千万円)																																
		【4】平成23年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約 1千万円)																																
		【5】平成23年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 2千万円)																																
	【6】平成23年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 4百万円)																																	
	【7】平成23年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 2億円)																																	
	【8】平成23年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 1千万円)																																	
	【9】平成23年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 1千万円)																																	
	【10】平成23年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号) (補正額 約 3億円)																																	
	【11】平成23年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 52億円)																																	
	【12】平成23年度三重県水道事業会計補正予算(第3号) (補正額 約 6億円)																																	



区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p>【19】 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例案</p>	<p>地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴い、関係条例の規定を整備するものである。 (平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な内容)</p> <p>(1) 次の関係条例の規定を特定地方独立行政法人の職員にも適用できるように整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職務に専念する義務の特例に関する条例</li> <li>職員の懲戒の方法及び効果に関する条例</li> <li>職員の分限に関する条例</li> <li>職員の定年等に関する条例</li> <li>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</li> <li>職員の育児休業等に関する条例</li> <li>職員の再任用に関する条例</li> <li>一般職の任期付職員の採用等に関する条例</li> </ul> <p>(2) 職員の給与に関する条例 特定地方独立行政法人に派遣されていた役職員が引き続き職員となった場合に、単身赴任手当等の支給の対象となるよう規定を整備する。</p> <p>(3) 公立学校職員の給与に関する条例 特定地方独立行政法人に派遣されていた役職員が引き続き公立学校職員となった場合に、単身赴任手当等の支給の対象となるよう規定を整備する。</p> <p>(4) 三重県病院事業条例 三重県立総合医療センターに関する規定を削る。</p> <p>(5) 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 特定地方独立行政法人に派遣されていた役職員が引き続き企業庁企業職員となった場合に、単身赴任手当の支給の対象となるよう規定を整備する。</p> <p>(6) 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 特定地方独立行政法人に派遣されていた役職員が引き続き病院事業庁企業職員となった場合に、単身赴任手当の支給の対象となるよう規定を整備する。</p>
	<p>参 考</p> <p>地方独立行政法人法 (定義)</p> <p>第2条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。</p> <p>2 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人(第21条第2号に掲げる業務を行うものを除く。)のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして第7条の規定により地方公共団体が定款で定めるものをいう。</p>	

区 分	件 名	概 要
総務部	<p>【20】 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>【21】 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>【22】 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案</p> <p>【23】 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成23年11月1日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、一般職に属する職員の給料月額の改定等を行うものである。 （公布の日の属する月の翌月の初日（一部平成24年4月1日）から施行） （主な改正内容） （1）一般職に属する職員の給料月額について、初任給を中心とした若年層及び医療職給料表（一）等を除き引き下げる。 （2）自宅に係る住居手当（現行2,700円）を廃止する。</p> <p>一般職に属する職員の給与改定に準じ、現業職員の給料月額を改定するものである。 （公布の日の属する月の翌月の初日から施行） （主な改正内容） ・ 現業職員の給料月額について、初任給を中心とした若年層を除き引き下げる。</p> <p>地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立及び国家公務員等退職手当法施行令の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 （平成24年4月1日（一部公布の日）から施行） （主な改正内容） （1）地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴い、当該法人に派遣されていた役職員が引き続き職員となった場合に、派遣されていた期間を退職手当算定の際、在職期間として通算できるよう規定を整備する。 （2）昭和48年5月17日前に退職手当の支給を受けて公庫等職員となり、引き続き公庫等職員として在職した後引き続いて職員となった者等が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額の計算に用いる利率を改める。</p> <p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 （公布の日（一部平成24年4月1日）から施行） （主な改正内容） ・ 障害者自立支援法の一部改正に伴う引用条文の条項ずれにより規定を整理する。</p>

区 分	件 名	概 要				
環境森林部	<p>【24】 三重県森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>森林法の一部改正に伴い、基金の設置についての規定を整備するとともに、国庫に返納する事由が生じた場合に基金を処分することができるよう規定を整備するものである。 (公布の日(一部平成24年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 森林法の一部改正に伴い、森林施業計画制度が廃止されるため、基金の設置についての規定を整備する。 (平成24年4月1日から施行)</p> <p>(2) 国庫に返納する事由が生じた場合に基金を処分することができるよう規定を追加する。 (公布の日から施行)</p>				
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>森林整備地域活動支援事業基金の概要 森林整備地域活動支援事業基金は、国から交付される森林整備地域活動支援交付金を財源として、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施業の実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援を行うことを目的として設置されている。</p>						
総務部	<p>【25】 三重県土地開発基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>財政上特に必要があるときは、三重県土地開発基金の一部を処分することができるよう規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p>				
健康福祉部	<p>【26】 三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正に伴い、三重県介護保険財政安定化基金を処分することができるよう規定を整備するものである。 (平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度に限り、介護保険料の軽減等に活用するため、基金を処分することができることとする。</li> </ul>				
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>介護保険財政安定化基金の概要 介護保険制度が安定的に運営されるよう、見込みを上回る給付費増や保険料収納不足により、市町等の介護保険特別会計に不足が生じることとなった場合に、市町等に対して資金の交付・貸付を行うため、都道府県に設置される。(介護保険法第147条)</p> <p>基金の状況</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>平成22年度末の基金保有額</td> <td style="text-align: right;">約47億2千万円</td> </tr> <tr> <td>貸付・交付額(累計)</td> <td style="text-align: right;">約10億2千万円</td> </tr> </table>			平成22年度末の基金保有額	約47億2千万円	貸付・交付額(累計)	約10億2千万円
平成22年度末の基金保有額	約47億2千万円					
貸付・交付額(累計)	約10億2千万円					

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	【 2 7 】 三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案	<p>県内の救急医療機関等で勤務する医師を確保するため、医師修学資金の返還免除についての規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <p>(1) 医師修学資金の返還免除条件となる必要勤務期間が10年間の場合における勤務対象医療機関等に救急病院のほかに別に規則で定める救急医療機関等を追加する。</p> <p>(2) その他規定を整備する。</p>
環境森林部	【 2 8 】 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案	<p>民法等の一部を改正する法律による民法の一部改正に伴い、浄化槽保守点検業者の登録の拒否に関する規定を整理するものである。</p> <p style="text-align: right;">（規則で定める日から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <p>浄化槽保守点検業を営むため登録申請した者（営業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者を除く。）の未成年後見人が法人である場合において、当該法人の役員が登録の拒否要件に該当するときは、登録の拒否をしなければならないものとする。</p>
教育委員会	【 2 9 】 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成23年11月1日付けの給与改定に関する勧告並びにへき地教育振興法の一部改正に鑑み、公立学校職員の給料月額改定、へき地学校等指定基準の制定等を行うものである。</p> <p>（公布の日の属する月の翌月の初日（一部平成24年4月1日）から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <p>(1) 公立学校職員の給料月額について、初任給を中心とした若年層を除き引き下げる。</p> <p>(2) 自宅に係る住居手当（現行2,700円）を廃止する。</p> <p>(3) へき地手当等に関する指定基準等を制定する。</p>

区 分	件 名	概 要
教育委員会 つづき	<p>【 3 0 】 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>公立学校職員の給与改定に準じ、現業職員の給料月額を改定するものである。 (公布の日の属する月の翌月の初日から施行) (主な改正内容) ・ 県立高等学校等の現業職員の給料月額について、初任給を中心とした若年層を除き引き下げる。</p>
	<p>【 3 1 】 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立及び国家公務員等退職手当法施行令の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成24年4月1日(一部公布の日)から施行) (主な改正内容) (1) 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴い、当該法人に派遣されていた役職員が引き続き公立学校職員となった場合に、派遣されていた期間を退職手当算定の際、在職期間として通算できるよう規定を整備する。 (2) 昭和48年5月17日前に退職手当の支給を受けて公庫等職員となり、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き公立学校職員となった者等が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額の計算に用いる利率を改める。</p>
	<p>【 3 2 】 三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案</p>	<p>県立特別支援学校に在籍している児童及び生徒の増加に伴い、県立特別支援学校の規模及び配置の適正化を図るため、新たに特別支援学校を設置するものである。 (平成24年4月1日から施行) (主な改正内容) ・ 三重県立くわな特別支援学校に係る規定を加える。</p>
<p>参 考 県立特別支援学校整備第一次実施計画(平成19年度~平成22年度)に基づき、桑名、員弁地域では、知的障がいのある児童生徒の増加に対応するため、県立特別支援学校(小学部、中学部及び高等部)を、平成24年4月の開校を目途に、旧桑名高等学校衛生看護分校の敷地に整備することとしている。</p>		

区 分	件 名	概 要
企業庁	<p>【 3 3 】            企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成23年11月1日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、住居手当の規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">（平成24年4月1日から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅に係る住居手当を廃止する。</li> </ul>
病院事業庁	<p>【 3 4 】            三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>県立病院の地方独立行政法人化及び指定管理者制度の導入等に鑑み、助産師及び看護師修学資金の返還免除に関する規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">（平成24年4月1日（一部公布の日）から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方独立行政法人化後の三重県立総合医療センター及び指定管理者制度導入後の三重県立志摩病院については、助産師及び看護師修学資金（以下「修学資金」という。）制度の対象外とするため、返還免除の対象から除く。</li> <li>(2) 修学資金の貸与を受けた在職中の者について、平成24年3月31日までの在職期間に応じて、修学資金の返還の一部を免除する。</li> <li>(3) その他規定を整備する。</li> </ol>
その他議案 (14件)	<p>【 3 5 】            病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成23年11月1日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、住居手当の規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">（平成24年4月1日から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅に係る住居手当を廃止する。</li> </ul>
総務部	<p>【 3 6 】            当せん金付証券の発売について</p>	<p>公共事業等に要する経費に充てるための宝くじを発売することについて、発売総額及び発売時期を定める。</p> <p style="text-align: center;">発売総額 平成24年度 160億円以内</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【37】 工事請負契約について</p>	<p>一般県道鳥羽阿児線（的矢湾大橋）橋梁耐震対策工事  場所 志摩市磯部町の矢地内～磯部町三ヶ所  地内  契約金額 1,176,000,000 円  契約方法 一般競争入札  請負者住所氏名 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番  12号  JFE・日鉄トピー特定建設工事共同企  業体  代表者 JFEエンジニアリング株式会  社名古屋支店  支店長 杉本 洋  工事の概要 部材断面補強工 615t  落橋防止装置設置工 4箇所</p>
	<p>【38】 工事請負契約について</p>	<p>宮川流域下水道（宮川処理区）宮川浄化センター1系  5・6池水処理施設（土木）建設工事  場所 伊勢市大湊町地内  契約金額 1,364,685,000 円  契約方法 一般競争入札  請負者住所氏名 津市西丸之内21番19号  熊谷・西邦・下特定建設工事共同企業体  代表者 株式会社熊谷組三重営業所  所長 押田 哲男  工事の概要 土工 30,000  コンクリート工 11,331  鉄筋工 1,335t  杭基礎工 284本</p>
	<p>【39】 工事請負契約の変更につい  て</p>	<p>一般地方道四日市鈴鹿線（鈴鹿橋）橋梁整備（橋梁上部工）  工事  場所 鈴鹿市高岡町地内～一ノ宮町地内  契約金額 変更前 630,000,000 円  変更後 609,324,450 円  契約方法 随意契約  請負者住所氏名 松阪市大津町1607番地4  宇野ブリッジ株式会社  代表取締役社長 宇野 恭生  工事の概要 橋梁上部工 L=245.4m</p>



区 分	件 名	概 要
農水商工部	【 4 3 】 損害賠償の額の決定及び和解について	平成19年7月28日、熊野市新鹿町新鹿海岸における農業青年の交流会において、職員が過失により参加者に火傷を負わせた事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解を行うものである。 損害賠償額 35,880,827 円
政策部	【 4 4 】 三重県立ゆめドームうえのの指定管理者の指定について	三重県立ゆめドームうえのの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県立ゆめドームうえのの管理を行う指定管理者を指定するものである。 指定管理者 所在地 伊賀市上野丸之内 116 番地 名 称 伊賀市 代表者 市長 内保 博仁 指定の期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
生活・文化部	【 4 5 】 三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について	三重県交通安全研修センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県交通安全研修センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。 指定管理者 所在地 津市栄町一丁目954 名 称 財団法人三重県交通安全協会 代表者 会長 余野部 克治 指定の期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
	【 4 6 】 みえ県民交流センターの指定管理者の指定について	みえ県民交流センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、みえ県民交流センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。 指定管理者 所在地 四日市市萱生町 1200 名 称 特定非営利活動法人 みえNPOネットワークセンター 代表者 代表理事 伊井野 雄二 指定の期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【 4 7 】 三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者の指定について</p>	<p>三重県聴覚障害者支援センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県聴覚障害者支援センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>指定管理者 所在地 津市桜橋二丁目 131 番地 名 称 社団法人三重県聴覚障害者協会 代表者 会長 大屋 隆</p> <p>指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで</p>
	<p>【 4 8 】 地方独立行政法人三重県立総合医療センターに承継させる権利について</p>	<p>地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴い、地方独立行政法人法第 6 6 条第 1 項に規定する当該法人に承継させる権利を定めるものである。</p>
	参 考	
	<p>地方独立行政法人法 (権利義務の承継等) 第 6 6 条 移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務(当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに係るものを除く。)のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時ににおいて当該移行型地方独立行政法人が承継する。</p>	
	<p>【 4 9 】 地方独立行政法人三重県立総合医療センター定款の一部変更について</p>	<p>地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴い、地方独立行政法人法第 7 条の規定により定めた定款について、その一部を変更するものである。</p> <p>(変更内容) 定款第 2 0 条第 2 項別表に規定する当該法人に承継される権利に係る財産のうち、建物について、承継に係る登記の整備に伴い、施設の延床面積及び区分の変更並びに追加を行う。</p>
参 考		
<p>地方独立行政法人法 (設立) 第 7 条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県(都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。)又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあっては総務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。</p>		

区 分	件 名	概 要
報告 ( 2 2 件 ) 県土整備部	<b>【 5 0 】</b> 専決処分の報告について ( 訴えの提起(和解を含む。) について )	県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起 ( 和解を含む。 ) を行った。
政策部	<b>【 5 1 】</b> 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 3 年 8 月 4 日北牟婁郡紀北町海山区相賀地内の国道 4 2 号において発生した政策部 ( 「 美し国おこし・三重 」 推進室 ) に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 2,806 円
総務部	<b>【 5 2 】</b> 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 3 年 2 月 2 4 日津市桜橋 1 丁目地内の桜橋北詰交差点において発生した津総合県税事務所 ( 課税室 ) に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 411,354 円
環境森林部	<b>【 5 3 】</b> 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 3 年 9 月 5 日名張市鴻之台 1 番町地内の駐車場において発生した伊賀農林商工環境事務所 ( 森林・林業室 ) に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 73,568 円
農水商工部	<b>【 5 4 】</b> 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 3 年 7 月 8 日四日市市西末広町地内の国道 2 3 号において発生した農水商工部 ( 産業集積室 ) に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 20,063 円
	<b>【 5 5 】</b> 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 3 年 8 月 2 4 日伊勢市勢田町地内の三重県伊勢庁舎駐車場において発生した伊勢農林水産商工環境事務所 ( 農村基盤室 ) に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 52,500 円

区 分	件 名	概 要
県土整備部	【 5 6 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 3 年 3 月 2 3 日鳥羽市大明西町地内の駐車場において発生した志摩建設事務所 ( 鳥羽地域プロジェクト推進室 ) に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 110,250 円
警察本部	【 5 7 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 2 年 1 0 月 2 8 日四日市市芝田一丁目地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,335,072 円
	【 5 8 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 3 年 2 月 1 3 日鈴鹿市安塚町地内の市道において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 67,830 円
	【 5 9 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 3 年 4 月 2 7 日亀山市白木町地内の駐車場において発生した亀山警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 168,630 円
	【 6 0 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 3 年 5 月 3 0 日津市栄町一丁目地内の市道において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 80,000 円
	【 6 1 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 3 年 6 月 2 日松阪市本町地内の県道松阪久居線において発生した刑事企画課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 57,600 円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【 6 2 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )</p>	<p>平成 2 3 年 6 月 2 2 日三重郡菰野町大字永井地内の町道において発生した捜査第一課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 31,500 円</p>
	<p>【 6 3 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )</p>	<p>平成 2 3 年 6 月 3 0 日津市高茶屋小森町地内の市道において発生した捜査第二課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 263,319 円</p>
	<p>【 6 4 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )</p>	<p>平成 2 3 年 7 月 6 日津市雲出本郷町地内の駐車場において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 48,115 円</p>
	<p>【 6 5 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )</p>	<p>平成 2 3 年 7 月 1 4 日四日市市松原町地内の駐車場において発生した生活安全企画課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 215,258 円</p>
	<p>【 6 6 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )</p>	<p>平成 2 3 年 7 月 3 1 日亀山市井田川町地内の県道長明寺井田川停車場線において発生した亀山警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 182,824 円</p>
県土整備部	<p>【 6 7 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )</p>	<p>平成 2 2 年 8 月 2 9 日四日市市河原田町地内の県道四日市鈴鹿線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 103,793 円</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【68】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成23年8月7日熊野市神川町地内の県道七色峡線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 25,032 円</p>
	<p>【69】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成23年8月25日度会郡大紀町錦地内の国道260号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 166,200 円</p>
<p>教育委員会</p>	<p>【70】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)</p>	<p>損害賠償金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p>
<p>警察本部</p>	<p>【71】 議会の議決すべき事件以外 の契約等について</p>	<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】三重県警察基幹・本部ネットワーク機器賃貸借契約  【履行場所】三重県警察本部、同分庁舎及び県内18警察署  【契約金額】102,619,440円  【契約方法】一般競争入札  【契約の相手方の住所及び氏名】  東京都千代田区丸の内3丁目4番1号  日本電子計算機株式会社  営業本部長 村上 春生  【契約締結の年月日】平成23年10月4日  【契約期間】平成24年2月1日から  平成30年1月31日まで</p>